

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	8	一般職の職員の身分の取扱いに関すること	関係項目												
調整方針	1 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		4 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。												
現況			調整理由・課題												
1 職員定数及び実職員数			1【調整理由】 ・ 合併特例法によりすべて新市に引き継がれるため。 【課題】 ・ 各市町村間の格差是正が必要となる 2【調整理由】 ・ 任意合併協議会の6市町村が、医療事務組合の構成市町村と同様であるため、組合設置の理由が無くなるため。 【課題】 ・ 組織・機構の再検討が必要となる 3【調整理由】 ・ 合併特例法によりすべて新市に引き継がれるため。 【課題】 ・ 一時的に職員数が増加するが、退職者と新規採用者のバランス、職員の年齢構成など調整を図る必要がある。 ・ 適正人員の把握と計画策定 ・ 職員数の適正化、過剰人員の整理、勸奨退職制度の検討などが必要。 ・ 管理職ポストの検討（ポスト数と管理職数の調整） ・ グループ制の導入の検討（係長職がポストより増えても支障にならない。） 4【調整理由】 ・ 市においては部制、町村においては課制なので職名を整理する必要がある。 【課題】 ・ 職名の整理（給料表の格付けと職名との統一を図る必要がある。） ・ 支所の管理職の職名の検討（本庁とのバランス） 5【調整理由】 ・ 市町村の給与制度・運用（給料表の構造、格付、初任給基準、昇格、昇任基準等）が異なっているため。												
区分	渋川市(H15.4.1)	伊香保町(H15.4.1)		小野上村(H15.4.1)	子持村(H15.4.1)	赤城村(H15.4.1)	北橋村(H15.4.1)	合計							
	条例定数	実職員数		条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数		
市町村長部局	337	312		85	82	53	46	84	80	87	84	72	61	718	665
議会事務局	5	5		2	2	3	兼務	2	2	2	2	2	2	16	13
選挙管理委員会事務局	2	兼務		3	兼務	2	兼務	-	兼務	24	兼務	15	兼務	46	兼務
監査委員事務局	3	3		2	兼務	2	兼務	-	兼務	4	兼務	3	兼務	14	3
教育委員会部局	96	70		21	17	4	11	33	33	46	35	11	9	211	175
学校その他の教育機関職員	-	-		-	-	9	-	-	-	-	-	23	8	32	8
農業委員会事務局	6	4		2	2	3	兼務	1	2	3	2	2	2	17	12
公平委員会事務局	-	兼務		2	兼務	2	兼務	-	兼務	3	兼務	3	兼務	10	兼務
公営企業	27	18		7	6	-	-	-	-	-	-	4	2	38	26
固定資産評価委員事務局	-	-		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
診療所										7			-	7	
	476	412	126	109	78	57	120	117	169	130	135	84	1,104	909	
2 職員の給与															
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村									
適用給料表	国の行政職俸給表 1級から9級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用									

協議項目	8	一般職の職員の身分の取扱いに関すること					関係項目	調整理由・課題
現 況							調整理由・課題	
3 職名							<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与制度の統一と職員給与の調整が必要になる。(合併特例法第9条第2項：職員の身分取扱いについて、勤務成績、能力とは無関係に、不公平な取扱いをしてはならない。) 給与の調整方法に 再計算方式 現給保障方式 モデル賃金方式が有りどの方式を採用するのか検討が必要 <p>職員の退職金について、渋川市以外の5町村では、群馬県市町村総合事務組合に加入し、財政負担の平準化が図られているが、未加入である渋川市の取扱いについて整理する必要がある。</p>	
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
吏員	部長、参事、課長、所長、館長、副所長、副館長、室長、課長補佐、所長補佐、次長、館長補佐、主幹、係長、主査、主任、主事、保育士、主事補 ----- 部長、参事、課長、所長、館長、副所長、副館長、室長、課長補佐、所長補佐、次長、館長補佐、主幹、係長、主査、主任、技師、保健師、栄養士、技師補	課長、局長、室長、園長、補佐、係長、主査、主任、主事、主事補、技師補	課長、局長、支配人、園長、室長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事、主事補、技師、教諭、保健師	参事、課長、所長、課長補佐、師長、係長、主任、主事、主事補、保健師	課長、補佐、室長、係長、主査、主任、主事、技師、保健婦	課長、事務局長、課長補佐、係長、主査主任、主事 ----- 技師、保健師		
その他の職員	事務員、技能主査、班長、技能主任、技術員、用務員、給食調理員、嘱託	主任、技術員、技手、助手	公仕、自動車運転手、調理員、応接員	主事補、保健師補、運転主任、運転手、公仕主任、公仕	主事補、准看護師、運転手、用務員	主事補、技術補、自動車運転手、用務員(公仕)		
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (職員の身分取扱い)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法(抜粋) (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>(1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>(1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>								

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	8 一般職の職員の身分の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
4 先進地事例			
<p style="text-align: center;">西 東 京 市</p> <p>1 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市</p> <p>1 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>1 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名については、合併時に調整する。 4 現職員については、現給を保障する。</p>	
<p style="text-align: center;">宗 像 市</p> <p>2市町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規程に基づき、引き続き新市の職員として身分を保有するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">東 か が わ 市</p> <p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p>	<p style="text-align: center;">山 県 市</p> <p>高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。</p>	